

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

規則	三三
○福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則	三三
告示	三三
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	三三
○漁船損害等補償法第百二十二条第一項の規定による同意を求めるため届出があった件	三三
○県営土地改良事業計画を変更した件	三三
○道路の区域を変更する件	三三
○道路の供用を開始する件	三三
○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件	三三
公告	三三
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件	三三
○港湾計画の変更の概要を公告する件	三三
福島県病院局	三三
○福島県病院事業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する規程	三四
福島県人事委員会	三四
○県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	三四
規則	
福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。	
平成二十五年六月二十五日	
福島県知事 佐藤雄平	
福島県規則第五十四号	

### 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表福島県管居合団地の項中「二十五号室まで、二十七号室、二十八号室」を「十五号室まで、十七号室から十九号室まで、二十二号室、二十三号室、二十五号室、二十七号室」に、「二十六号室」を「十六号室、二十号室、二十一号室、二十四号室、二十六号室、二十八号室」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十五年七月一日から施行する。

（建築住宅課）

## 告 示

### 福島県告示第四百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年六月二十五日から同年七月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年六月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
- 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第四百五十五号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調査を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

#### 一 届出事項

- 発起人の住所及び氏名  
いわき市小名浜字古湊二十八番地

株式会社酢屋商店  
代表取締役 野崎 哲

- 同 市小名浜字古湊百十三番地 小野 昌勝
- 同 市小名浜岡小名三丁目五番地の十五 目澤 國雄
- 2 加入区の名称  
小名浜加入区
- 3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称  
小名浜機船底曳網漁業協同組合  
福島県旋網漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所  
1 縦覧の期間  
平成二十五年六月二十五日から平成二十五年七月九日まで
- 2 縦覧の場所  
いわき市小名浜字栄町五番地 小名浜機船底曳網漁業協同組合

(水産課)

福島県告示第四百五十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、大岩堰地区に係る県営ため池等整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十五年六月二十六日から  
同 年七月十六日まで (二十一日間)
- 三 縦覧の場所  
福島市役所

(農村計画課)

福島県告示第四百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十五年六月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区	変更前	変更後	敷地の幅員	延長
-----	---	-----	-----	-------	----

路線	変更前	変更後	の別
県道会津坂下河東線	河沼郡湯川村大字清水田字宮前乙五八六番一 地先から	同 郡同 村大字桜町 字中町二四四番三地先 まで	(メートル) (メートル)
	一三・三〇 二六・〇	一三・三〇 二五・四	二四〇・〇 二四〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第四百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十五年六月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道会津坂下河東線	河沼郡湯川村大字清水田字宮前乙五八六番一 地先から 同 郡同 村大字桜町字中町二四四番三地 先まで	平成二十五年六月 二五日

(道路計画課)

福島県告示第四百五十九号

福島県収入証紙条例(昭和二十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十五年六月十一日次のとおり指定した。

平成二十五年六月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	売りさばきの場所
郡山食品工業	郡山市富久山町久	平成二十五年六月一日から平	住所地に同じ
団地協同組合	保田字郷花四番地	成三〇年三月三十一日まで	

(出納総務課)

公 告

公告第百九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年六月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十五年六月十四日

二 名称

特定非営利活動法人アクセスホームさくら

三 代表者の氏名

渡邊 幸江

四 主たる事務所の所在地

福島県双葉郡浪江町大字田尻字みどりヶ丘二百二番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、地域で生活している特別な支援を必要とする障がい児・者に対する療育、福祉、保健、医療、社会教育、就労等の相談と援助に関する事業を行い、一人ひとりが豊かに輝きながら生活を営むことができるよう寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第百九十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年六月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十五年六月十一日

二 名称

特定非営利活動法人ダイユーエイト災害対策センター

三 代表者の氏名

浅倉 俊一

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市太平寺字堰ノ上五十八番地

五 定款に記載された目的

この法人は、災害時に必要な物資の備蓄・調達・管理・供給に関する事業を行い、災害時にそれが大規模化・長期化した場合に自治体が行う対策を迅速に補完し、広く公益に貢献することを目的とする。

公告第百九十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定により、小名浜港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成二十五年六月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 港湾計画の変更の概要

港湾計画の変更の概要を公告する件（平成二十四年公告第二百二十二号）によりその概要を変更した小名浜港湾計画について、土地の利用形態の変更に対応するため変更した事項は、次のとおりである。

(一) 臨港交通施設計画  
道路

名称	起点	終点	車線数
臨港道路二号ふ頭内線	一・二号ふ頭地区	臨港道路一号線	二車線

(二) 土地造成及び土地利用計画

（単位 ヘクタール）

地区名	ふ頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	緑地	レクリエーション施設用地	危険物取扱い施設用地	廃棄物取扱い施設用地	合計
一・二号ふ頭	四	一	九		五	三	一一				三二
	(四)	(一)	(九)		(五)	(三)	(一一)				(三七)

注一 (一)は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注二 今回の変更に係る地区のみ記述した。

注三 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

二 変更後の港湾計画の縦覧の場所

福島市杉妻町二番十六号 福島県土木部河川港湾総室港湾課

（港湾課）

福島県病院局

福島県病院事業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年6月25日

福島県病院事業管理者 丹羽真一

福島県病院局管理規程第16号

福島県病院事業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院事業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程（平成24年福島県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「別表の左欄に掲げる場所」を「会津若松市城前10番75号」に、「同表の右欄に掲げる」を「旧福島県立会津総合病院（福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成25年福島県条例第40号）の施行の前日において福島県立会津総合病院であったものをいう。）の残務の整理に関する」に改める。  
別表を削る。

附則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

（病院総務課）

福島県人事委員会

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年六月二十五日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

福島県人事委員会規則第十六号

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福島県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表伊達市の項中「直轄理事 部長」を「直轄理事 部長 理事」に、「室長」を「健康都市推進室長 高速道路推進室長」に、「教育部長」を「部長」に改め、同表本宮市の項中「えぼか所長 阿武隈川左岸築堤対策室長」を「えぼか所長」に改め、同表伊達郡桑折町の項中「課長 室長」を「課長」に改め、同表大沼郡金山町の項中「課長」を「課長 参事」に改め、同表双葉郡富岡町の項中「課長 曲田区画整理室長」を「課長」に改め、同表双葉郡檜葉町の項中「選挙管理委員会 書記長」を「選挙管理委員会 書記長」に改め、同表双葉郡浪江町の項中「支所 支所長」を「支所 支所長」に改め、同表双葉郡浪江町の項中「支所 支所長」を「支所 支所長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）

